

随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月
独立行政法人産業技術総合研究所

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(96.4%) 2,855	(85.4%) 33,405,512	(97.9%) 2,901	(90.3%) 35,307,702
競争入札	(61.7%) 1,829	(64.2%) 25,112,788	(63.1%) 1,870	(68.5%) 26,756,706
企画競争、公募等	(34.6%) 1,026	(21.2%) 8,292,725	(34.8%) 1,031	(21.9%) 8,550,996
競争性のない随意契約	(3.6%) 108	(14.5%) 5,681,078	(2.1%) 62	(9.7%) 3,778,888
合 計	(100%) 2,963	(100%) 39,086,590	(100%) 2,963	(100%) 39,086,590

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注 2) 見直し後の件数及び金額は、平成 20 年度実績分について、当該見直し計画に沿って改善した場合の数値。

(注 3) 金額・率は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成 20 年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、こ

れら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	2,855	33,405,512
うち一者応札・一者応募	(76.8%) 2,194	(53.6%) 17,905,288

(注) 上段 (%) は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数(注1)	金額(千円)(注1)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施	(94.4%) 2,072	(86.2%) 15,425,631
仕様書の変更	(94.4%) 2,072	(86.2%) 15,425,631
参加条件の変更	(55.2%) 1,210	(55.6%) 9,962,792
公告期間の見直し	(94.4%) 2,072	(86.2%) 15,425,631
その他	(94.4%) 2,072	(86.2%) 15,425,631
契約方式の見直し	(0%) 0	(0%) 0
その他の見直し	(0%) 0	(0%) 0
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(5.6%) 122	(13.8%) 2,479,656

(注1) 件数、及び金額については、重複して見直しを行っているため一致しない。

(注2) 上段 (%) は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

- (1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施
 契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

- ① 随意契約によることができる基準の厳格な運用
随意契約によることができる基準の厳格な運用により、一般競争入札等の導入を徹底する。
- ② 総合評価方式の導入拡大
導入後に後年度負担を伴うものはなるべく当初に総合評価方式で導入するなど、全体として効率的な調達を推進する。
国の総合評価方式導入の動向を踏まえ、可能なものについては最初の契約で保守も含めた調達を実施することを検討する。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

- ① 仕様書の具体性の確保
事業者が提案をするに当たって必要となる情報を適切に盛り込んだ仕様書・公募要領となるよう、以下の取組を行う。
ア 高度に専門的な事業については、事業内容に応じて、事業の目的、成果の使途、調査対象者等の基本情報を具体的に記載するとともに、事業の実施方法等、事業者の提案を受けることでより良い事業の実施が可能となる事項については、抽象的な記載とし、可能な限り、関連情報を提供する公募説明会を開催する。
イ 仕様書作成に当たっては、業務遂行上、必要最低限の機能や条件を提示することにより、複数者による競争の確保に努める。
- ② 入札参加要件の緩和
ア 調達予定額に対する参加資格等級以外の者への参加要件の拡大
イ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第30条の25第1項に基づき、株式会社産業革新機構の支援決定を受けた対象事業者等が、入札に係る物件につき、調達に必要な技術力を自ら証明できれば、競争参加者資格の等級や過去の納入実績にかかわらず、当該入札への参加が可能とする。(競争参加者資格審査事務取扱要領を一部改正し、平成22年3月から実施)
- ③ 適切な公告期間の設定
事業者は余裕をもって計画的に提案を行えるよう、事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から提案締め切りまでの期間を十分に確保する。

④ 調達情報のより一層の周知

ア 適切な入札件名により公告するとともに、仕様概要及び入札に必要な資料の提出期限等のスケジュールを新たに記載する。

イ また公告については、産総研のホームページ、掲示板、官報等に加え、産総研のホームページに掲載した調達情報の閲覧が様々なウェブサイトで可能となるよう、他の機関のホームページにリンクを依頼し、より広範囲にわたる情報提供の場を確保する。

⑤ その他

その他、以下の取組を行う。

ア. 入札・公募の辞退者について、その辞退理由を把握・分析する。

- ・入札・公募の辞退者へのアンケートを実施し、辞退理由を分析し、その後の調達に活かす。

イ. 契約案件のデータの収集、蓄積をする。

- ・契約案件毎に機種の種類、メーカー名等を記録・整理する方向で検討する。

- ・予定価格作成の段階で、当初入札の落札率の参照の可否についてルール化を検討する。

ウ. 契約を継続する場合は、既存の実験データとの整合性等を確保する必要性について検討する。

- ・既存の実験データとの整合性を確保する必要がない場合は、一般競争契約とする。

エ. 産総研の調達に係る決裁責任者を明確にする。

- ・調達請求を行おうとする部門の長等が最終的選定及び仕様決定を行う。

オ. 契約審査に技術の専門家を追加し契約審査の一層の厳格化を図る。

- ・契約審査委員会で審査対象範囲の拡大や審査内容の拡充を実施。

- ・専門家を契約審査に関与させ、仕様内容・調達手段の技術的妥当性の審査を厳格化。

カ. 電子入札システム

- ・国や導入済みの一部の他機関の運用状況を参考にしつつ、競争性確保の観点及び費用対効果を踏まえ、引き続き、慎重に検討する。

キ. 調達計画の公表

- ・当該年度年間工事計画について、可能な限り年度当初にホームページ等で公表する。
- ・工事を除く調達案件については、計画案決定後、まとめて早期に公表する。
- ・入札情報について、ホームページ等による公表以外の提供方法も検討する。